

# 外国人診療で起こりうる クリニック経営上のトラブルと その解決法

小林米幸 (小林国際クリニック)



本コンテンツはハイブリッド版です。PDF だけでなくスマホ等でも読みやすい HTML 版も併せてご利用いただけます。

▶HTML 版のご利用に当たっては、PDF データダウンロード後に弊社よりメールにてお知らせするシリアルナンバーが必要です。

▶シリアルナンバー付きのメールはご購入から 3 営業日以内にお送り致します。

▶弊社サイトでの無料会員登録後、シリアルナンバーを入力することで HTML 版をご利用いただけます。登録手続きの詳細は <https://www.jmedj.co.jp/page/resistration01/> をご参照ください。

▶登録手続

総論	p2
身分証の確認	p3
支払額のインフォームド・コンセント	p6
患者の金銭負担を考えた処方や検査のコツ	p8
患者のニーズに合った医療	p10
患者に母国に帰ってもらうタイミング	p12
通訳が経営に及ぼす影響—良い影響	p14
通訳が経営に及ぼす影響—負の影響	p16
医療費の支払い……在留外国人の場合	p17
医療費の支払い……訪日外国人等の場合	p19
未収金が発生してしまった場合の対応	p22
外国人が利用できる制度	p24
外国人患者を迎えることが経営的にマイナスと ならないために知っておいていただきたいこと	p26

▶販売サイトはこちら

日本医事新報社では、Webオリジナルコンテンツ  
を制作・販売しています。

▶Webコンテンツ一覧

# 総論

わが国は国際人権条約に加入し、1981年には「難民の地位に関する条約」にも加入しています。特に後者の第4章では福祉について内外人平等原則を謳っており、外国人の診療は適切な理由なく拒否することはできません。

近年、在留カードを所持して日本に長期滞在する外国人は急増し、2018年末で273万1093人と前年比6.6%増となっています(図1)。また在留カードが必要でない3カ月未満滞在の観光客をはじめとする訪日外国人数も2018年で3119万余と急増しています(図2)。

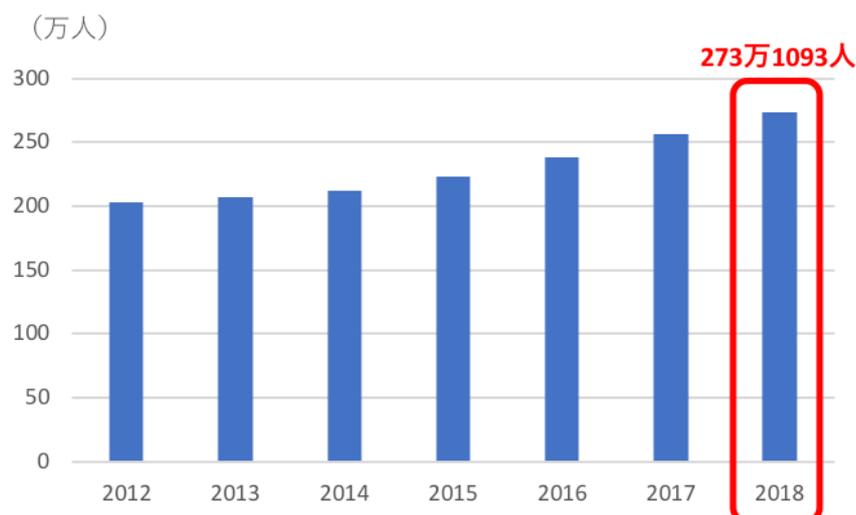


図1 在留外国人数の推移(総数)  
(法務省「2018年末現在における在留外国人数について」を一部改変)

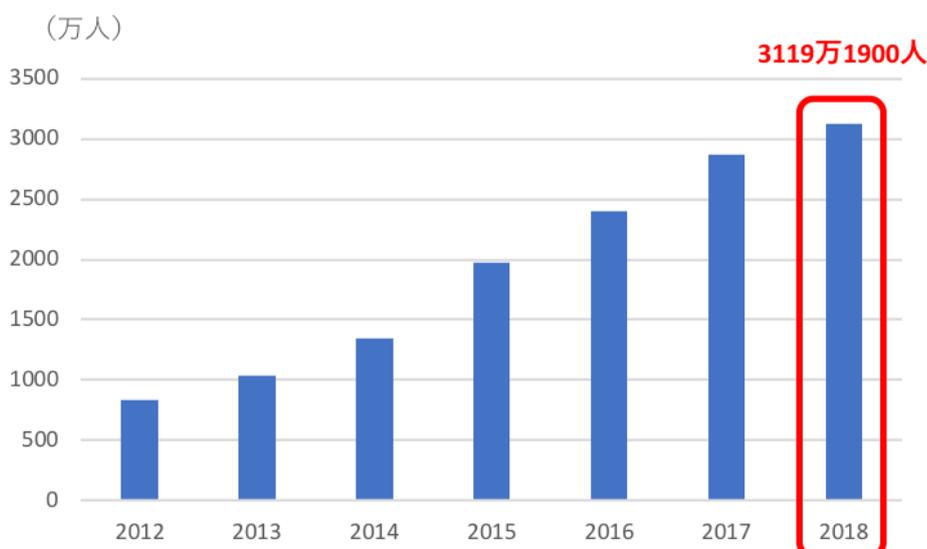


図2 訪日外国人数の推移(総数)

\* 2012~17年の数値は確定値、18年の数値は推計値

(日本政府観光局「年別 訪日外客数、出国日本人数の推移[1964年~2017年]」「2018年訪日外客数 年間推計値」をもとに作成)

このように日本国内の外国人数はすでにわが国総人口の2%を超えています。単純計算すると**外来患者を100人診ると2人は外国人がいる**というのが今の日本です。

外国人も日本人も人権上は同じとはいえ、各種医療制度の適用、医療に対する考え方など違いもたくさんあります。医療機関の危機管理として知っておいていただきたいことを解説し、経営的に不利益を被ることなく外国人を迎え入れていただきたい、それがこのシリーズの骨子です。

## 身分証の確認

### ポイント

外国人患者に限らず、身分証の確認は行うべき。その理由は下記の2点。

- ▶①日本の公的保険に加入が許されている在留外国人の場合は、公的保険証の使いまわしを防ぐため。成人の場合は特定健診やがん検診を受ける、また小児の場合は日本の定期予防接種を無料で受けるという狙いもある
- ▶②訪日外国人等が母国の民間保険証や旅行保険を使いまわすことを防ぐ

ため

## 起こりうるトラブル

①の場合は、同時に複数の医療機関からレセプトが出されて、査定され、医療費が支払われない可能性があります。また②の場合、医療機関の窓口で現金で支払う場合は経営上の問題はありませんが、保険会社が一括して後払いするタイプの保険では保険会社からの支払いがまったくないということになります。このようなケースは未払い金が高額になる可能性があります。

## 対処法

**本人確認をなんらかの手段で行うべきです。**

在留外国人の場合は所持を義務づけられている在留カードでの確認が可能です。ただし、公的保険証の名前は住民基本台帳に記載された通称名でも作成でき、こういうケースでは本人であっても在留カードの本名とは異なることとなります。ではどのようにしたら確認できるのか。それは**本名と通称名の両方が記載されているはずの住民票を見る**以外ないでしょう。これを義務とすることはできず、現実的にはかなり厳しいと言わざるをえません。訪日外国人の場合は**パスポートを見せていただく**のがよいでしょう。



なぜ公的保険証と在留カードの名前がちがうケースがあるのでしょうか。外国人の場合、住民基本台帳には通称名と本名とを併記することが許可されていて、併記されている場合は本人がどちらの名前で公的保険証を作るのか、決めることができるのです。どうしてそんなことが起こるかという、在留カードは外務省の管轄で、本名で作ると決まっている一方で、住民基本台帳制度は総務省の管轄で、通称名を持っている外国人の場合は通称名と本名を併記できると決まっているからです。

公的保険証の名前は住民基本台帳の名前と同じにするよう法律で規定されているので、通称名・本名どちらでの作成も希望することができます。

## あなたならどうする？ — 良い対応・悪い対応

### 受付窓口での本人確認の際に……

- 本人確認のために在留カードを持っていたら見せていただけますか？  
持っていない場合でも診察はいたします。
- × 在留カードで本人確認ができませんと診察はできません。

### 【対応の解説】

在留カードの確認はあくまでも「お願い」であって、提示がないから診療

できないというのは診療拒否と受け取られ、トラブルに発展する可能性があります。

## 支払額のインフォームド・コンセント

### ポイント

- ▶患者さんが求める医療または医師が行おうとしている医療について、およその費用を事前に提示して話し合いを行う

### 医療現場でも「価格表示」が必要

レストランならメニューがあります。入り口にサンプルを陳列していることもあり、「これを頼んだらいくら」ということがわかります。人々はそれぞれ自分の財布の中身も考えながらオーダーをするわけです。

ところが医療の現場で従来、「価格表示」は行われてきませんでした。それは国民皆保険制度のもとでは払いきれないような大きな請求額になりにくかったため、医療機関側にも患者側にも費用について話し合うという考え方が希薄であったのだと思います。

しかし、在留外国人への保険診療や観光等で訪日している外国人への自由診療を行う機会が増えつつある中、**支払額のインフォームド・コンセント**を心がけることは**未収金**という**経営リスク**を生まないようにするための**最大の防御法**でもあるのです。

特に自由診療で診療を行う場合、**支払額のインフォームド・コンセント**は「絶対的」に必要です。**患者が求める医療または医師が行おうとしている医療について、およその費用を事前に提示して話し合いを行えば、費用が足りなそうと患者が判断した場合、別の治療法を求めることもあるでしょうし、医師側がジェネリック医薬品を使う、薬剤使用期間を短くする、根治療法ではなく、帰国までの姑息療法に徹するといった、医療費を安く済**

ませる工夫を考えることも可能です。結果的に患者が納得して、より安い医療機関を探し求めて他の医療機関に行くという選択肢もあるでしょう。



インフォームド・コンセントを行わずに未納、未収金が発生した場合、患者から「それは自分のせいではないから支払わない」と言われかねませんので気をつけてください。

## あなたならどうする？—良い対応・悪い対応

### 検査をすすめるにあたって……

- この検査を行うためにはおよそ〇〇〇円かかります。ただし、追加の検査が必要な場合はもう少し費用がかかるときがあります。
- × この検査を行うためには〇〇〇円かかります。

### 【対応の解説】

〇〇〇円と言い切ってしまう、追加の検査が必要になるとはじめと話がちがうと言われることがあります。たとえば内視鏡検査を行う際に内視鏡検査の費用だけを告げてしまい、当日生検を行った費用が別途かかっ